

浦安市まちづくりアドバイザー派遣事業要綱

（目的）

第1条 この要綱は、浦安市内において行われる市民等の自主的な活動又その活動を促進するため、都市計画等に関するまちづくりを行うことを目的とするもの（以下「まちづくり活動」という。）に対し、まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣及び活用し、まちづくり活動の支援及び推進を図ることを目的とする。

（アドバイザーの業務）

第2条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- （1） まちづくりに関する相談に対するアドバイスを行うこと。
- （2） まちづくりに関する資料及び情報の提供を行うこと。
- （3） まちづくりに関する制度及び手法の紹介を行うこと。
- （4） まちづくり活動の育成及び支援に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、まちづくり活動を行うに当たり必要な指導又は助言を行うこと。

（派遣の対象）

第3条 アドバイザーを派遣する対象は、自治会等の地域団体、まちづくりに関する活動を行う特定非営利活動法人（NPO法人）、自主的にまちづくりを行う目的で結成した団体であって、次の各号のいずれにも該当しているもの（以下「まちづくり活動団体」という。）とする。ただし、活動を促進するために市が行う講演等についてはこの限りではない。

- （1） 主たる活動範囲が浦安市内であるもの。
- （2） 自主的かつ継続的にまちづくり活動を行うもの。
- （3） 自らが行うまちづくり活動の内容等を当該活動に係る地域の住民に周知することができるもの。
- （4） 営利を目的としないもの。
- （5） 政治的又は宗教的活動を目的としないもの。

（派遣の申請）

第4条 アドバイザーの派遣を受けようとするまちづくり活動団体の代表者（以下「派遣申請者」という。）は、浦安市まちづくりアドバイザー派遣申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

（派遣の決定）

第5条 市長は、前条の申請がなされた場合は、速やかに内容を審査し、アドバイザーの派遣を決定したときは、浦安市まちづくりアドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）により派遣申請者に通知するとともに、登録された浦安市まちづくりアドバイザーのうちから申請内容に適した者を選び、浦安市まちづくりアドバイザー派遣依頼書（第3号様式）により依頼するものとする。ただし、1回に派遣するアドバイザーの人数は、原則として3人を上限とする。

2 市長は、アドバイザーを派遣しない旨を決定したときは、その理由を派遣申請者に通知するものとする。

- 3 市長が適当と認める場合は、前条の規定に関わらず、まちづくり活動団体にアドバイザーを派遣することができる。

（費用の負担）

第6条 アドバイザーの派遣に要する費用のうち、アドバイザーに対する謝金（交通費・当日の資料原稿の作成費相当額分を含む。）は、市が負担するものとする。この場合において、市はアドバイザーに対し、謝金として1回につき3万円（アドバイザーの派遣を受けたまちづくり活動団体からの依頼により、資料原稿の作成、その他の作業を要するときは、5万円）を支払うものとする。ただし、会場費等アドバイザーに対する謝金以外の費用を要するときは、申請者が負担するものとする。

（派遣を受けたまちづくり活動団体の責務）

第7条 アドバイザーの派遣を受けたまちづくり活動団体は、アドバイザーの業務終了後14日以内に、その結果を浦安市まちづくりアドバイザー派遣結果報告書（第4号様式）により、市長に報告しなければならない。

（指導及び助言）

第8条 市長は、アドバイザーを派遣したまちづくり活動団体に対し、この要綱による目的達成のため必要限度において、指導又は助言をすることができる。

（派遣の中止）

第9条 市長は、アドバイザーの派遣を決定したまちづくり活動団体が、この要綱による派遣の目的に反したとき、又は派遣の目的を達成することができないと認めたときは、派遣を中止することができる。

- 2 市長は、前項の規定による派遣の中止を決定したときは、その旨をアドバイザーの派遣決定を受けたまちづくり活動団体に通知する。

（登録の条件）

第10条 アドバイザーの登録を受けることができる者は、まちづくり活動に自ら積極的に関わろうとする者で、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する条件を満たす者とする。

- （1） 個人である場合、次のいずれかに該当すること。

ア 都市計画、建築設計、景観計画、都市、建築又は景観デザイン等に関し5年以上の専門研究又は実務経験があり、まちづくりに関する深い知識と経験を有すること。

イ 技術士（建設部門）、一級建築士、再開発プランナー、その他建築、不動産等のまちづくりに関する専門の資格をもっていること。

ウ ワークショップ等による市民意見集約手法等や市民活動に関する深い知識と経験を有すること。

- （2） 法人である場合、次のいずれにも該当すること。

ア 前号ア、イ又はウのいずれかに該当する職員をアドバイザーとして派遣することができること。

イ アドバイザーとして業務を行う職員を明らかにして登録できること。

（登録の申請）

第11条 アドバイザーの登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という）は、浦安市まちづくりアドバイザー登録申請書（第5号様式）により、市長に申請するものとする。

（登録の決定）

第12条 市長は、前条の申請がなされた場合は、速やかに審査し、登録する旨を決定したときは、浦安市まちづくりアドバイザー登録決定通知書（第6号様式）により登録申請者に通知するものとする。

2 市長は、アドバイザーの登録をしない旨を決定したときは、理由を付してその旨を書面で登録申請者に通知するものとする。

3 アドバイザーの登録は、随時とし、有効期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。なお、アドバイザーが引き続き登録を希望するときは、浦安市まちづくりアドバイザー登録更新申請書（第7号様式）を提出するものとする。

4 市長は、前項の申請を適当と認めたときは、さらに3年間登録するものとする。

5 登録を受けたアドバイザーは、登録事項に変更があったときは、速やかに変更内容を市長に届けなければならない。

（登録の中止）

第13条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を中止することができる。

（1） この要綱の目的に反する行為を行ったとき、又は行うことが明らかであるとき。

（2） 業務内容に違反する等、著しく不誠実であると認められたとき。

（3） 登録辞退の申し出があったとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の中止を適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による登録の中止を決定したときは、理由を付してその旨を書面でアドバイザーに通知するものとする。

（アドバイザーの責務）

第14条 アドバイザーは、本事業の業務実施によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 アドバイザーは、本事業の業務を行うに際し、自己若しくは所属する法人若しくは団体等の宣伝、販売、布教、勧誘等の活動を行ってはならない。

（業務の報告）

第15条 アドバイザーは、業務終了後14日以内に、その結果を浦安市まちづくりアドバイザー業務報告書（第8号様式）により、市長に報告しなければならない。

（庶務）

第16条 まちづくりアドバイザー派遣事業に関する庶務は、都市計画課にて処理する。

附 則

この要綱は、平成16年 8 月10日から、施行する。

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から、施行する。

この要綱は、平成22年 8 月23日から、施行する。

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から、施行する。